

設計 /校 合		リー ダー		副 課 長		課 長	
---------------	--	----------	--	-------------	--	--------	--

令和8年10月1日～令和9年9月30日 委 託 ~~設 計 書~~
仕 様 書

- 1 委 託 名 小学校自家用電気工作物保安業務委託(その2)
- 2 施 行 場 所 川越市月吉町51番地ほか8箇所
- 3 積 算 原 価 (月額) _____ 円 (税抜)
- 4 委 託 費 (月額) _____ 円 (税込)

5 委 託 内 容

小学校に設置されている自家用電気工作物等について点検を行い、
報告書を作成する業務である。

6 施 行 理 由

電気事業法の規定に基づき、自家用電気工作物等の点検を行うため。

小学校自家用電気工作物保安業務委託(その2)					単価表(令和8年度下期額)	
名 称		数量	単位	単 価	金 額	摘 要
＜受電設備＞月次点検単価		令和8年10月1日～令和9年9月30日				
月次点検						
月次点検、デマンド記録		9	校			
臨時点検含む						
小計-1		6	ヶ月			
＜非常用発電機＞						
災害井戸用非常用発電機点検		4	校			(月額)
小計-2		6	ヶ月			
小計 1-2						

小学校自家用電気工作物保安業務委託(その2)					単価表(令和9年度上期額)	
名 称	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	
＜受電設備＞月次点検単価	令和8年10月1日～令和9年9月30日					
月次点検						
プール点検	9	校				
小計-1-1						
月次点検、デマンド記録	9	校				
臨時点検含む						
小計-1-2	6	ヶ月				
小計-1	上	期分				
＜受電設備＞年次点検単価						
年次点検	9	校				
小計-2	9	校				
＜太陽光発電設備＞						
太陽光発電設備	9	校				
小計-3	9	校				
＜非常用発電機＞						
災害井戸用非常用発電機点検	4	校				
小計-4	6	ヶ月				
小計 1-4						

小学校自家用電気工作物保安業務委託（その２）仕様書

1. 目的

この保安業務は、小学校自家用電気工作物の機能を最良の状態に保ち、常に安全に利用できる状態に維持することを目的とする。本仕様書には建物の安全性を確保するための基本的な事項を定めているが、明記されていない詳細な事項については双方協議の上、決定するものとする。

2. 委託対象施設

名 称	別紙のとおり
場 所	別紙のとおり
設 備	別紙のとおり

3. 委託期間

令和８年１０月１日から令和９年９月３０日まで（１年）
（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

4. 支払方法

令和８年１０月１日から令和９年３月３１日分まで（年３回払い）
令和９年４月１日から令和９年９月３０日分まで（年３回払い）

支払時期 令和８年１２月（１０～１１月分） 令和９年２月（１２～１月分）、
令和９年４月（２～３月分）
令和９年６月（４～５月分）、令和９年８月（６～７月分）
令和９年１０月（８～９月分）

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. その他特記事項

- (1) この入札は、地方自治法第２３４条の３に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
また、業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。
- (2) この契約の締結後に、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

7. 業務内容

- (1) 受注者は、委託対象施設に設置してある自家用電気工作物の保守点検を「点検、測定及び試験の基準等」により行う。
- (2) 定期的な点検及び試験の結果、異常を発見したとき、若しくは経済産業省令で定める技術基準又は電気用品安全法の規定に適合しない事項があったときは、必要な指示又は助言を行う。
- (3) 契約期間を通じて監視をできる体制を整え、電気事故その他電気工作物の異常発生に備える。異常発生の際は24時間問わず、2時間以内に現場に到着し、適切な処置をとる。その場合、事故原因を調査し、電気事業法第106条の規定に基づく電気事故報告書の作成及び手続の指導を行う。
- (4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会については検査員を派遣して行う。
- (5) 経済産業大臣への提出書類及び図面の作成及び手続を行う。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事を実施する場合、必要に応じて立ち合い、協力すること。
- (7) 学校に設置されている太陽光発電設備について毎年1回(8月)に点検し報告書を作成する。また、外観点検及び積算発電電力量は毎月確認する。
- (8) 授業による学校プール使用の前に、プールの電気設備について漏電点検を行う。
- (9) 電気設備年次点検は原則令和9年度に行う。
- (10) 月次点検時に受変電設備最大需要電流調査を行う。
受変電設備保守点検時に、最大需要電流計(デマンド電流計)の最大需要指針(赤置針)の値を記録する。
 1. 単相トランス二次側にR相・T相それぞれに電流計が設置されている場合。
 - (1) それぞれの値を記録する。
 - (2) 記録後、必ずリセットをして「0」に戻す。
 2. 電流計が1つの場合。(切替器がある。)
 - (1) 1か月ごとに、R相・T相を切り替えて記録する。
(例：4月R相→5月T相→6月R相→・・・)
 - (2) 記録後、必ずリセットをして、切替器を切り替える。
 3. デマンド電流計が設置されていない場合。(普通の電流計)
 - (1) 記録しない。
 4. 三相回路は、任意の相で記録する。
記録後、必ずリセットする

※受変電設備最大需要電流調査表(別紙)に毎月のデータを入力し報告書として提出すること。

8. 点検頻度及び点検項目

点検の種類	周 期
月 次 点 検	月 1 回
年 次 点 検	年 1 回（原則令和9年度）
臨 時 点 検	必要の都度
7. の業務内容に定める発注者の通知を受けて行う工事中の点検の頻度は毎週1回	

9. 事業実施前の打合せ

受注者は、業務の実施にあたり発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い実施すること。
年次点検においては、必ず口頭で学校管理者と日時を調整した上で実施すること。学校運営に影響しない様、平日を避けて土日で実施すること。
停電を伴う作業においては、学校管理者のほか、学童指導員と日時調整のうえ実施すること。
また、点検日時については、決まり次第速やかに発注者へ報告を行うこと。

10. 受電設備保証保険への加入

受注者は、不測かつ突発的な事故に備え、受注者の負担で受電設備保証保険に加入すること。
また、受電設備保証保険に加入していることを証明する書類を提出すること。

11. 費用負担区分

本保安業務にかかる諸費用、検査費等の全てについては、受注者の負担とする。

12. 業務担当者

- (1) 電気工作物の保安業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という）は、電気事業法施行規則に適合する者とする。
- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者の求めに応じ提示することとする。
- (3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という）に、保安業務の一部を実施させることができるものとする。
- (4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 受注者は、保安業務担当者と保安業務従事者の名簿及び連絡方法について書面を提出すること。保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

13. 業務実施計画書

受注者は、年間又は毎月の作業基準を定め、その作業計画書を提出し、確認を受けること。

14. 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸部にネームプレートを付けること。

15. 提出書類

受注者は、点検及び試験の結果について、その作業の終了の都度、点検表に記入し、業務委託実施報告書とともに提出するものとする。報告の結果の記録等は、双方において3年間保存すること。また、指摘事項の一覧表を作成し、緊急を要するものについてはその旨を記載するこ

と。

16. その他

- (1) 点検の際は、他の施設、学校行事、学童保育に配慮すること。
- (2) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (3) 機器の故障及び破損等による取替、その他異常を発見したときに部品・材料等を要する場合はあらかじめ発注者と協議し、発注者の負担とする。ただし点検の際に発覚した軽微な不良箇所については受注者負担とする。

「点検、測定及び試験の基準等」

項目		月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
引 込 設 備	区分開閉器	損傷、腐食、操作紐の切れ	同左	区分開閉器動作試験、保護 継電器との連動動作試験
	引込線、支持物	電線の高さ及び他の工 作物、樹木との距離 標識、保護柵の状況	左記に加え、電柱、 腕木、碍子、支柱、 保護網などの損傷、 腐食 電線取付状態	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	ケーブル	ヘッド、接続函、分岐 函等接続部の過熱、損 傷、腐食、コンパウン ド、油漏れ 敷設部の無断掘削、接 地線の確認 標識、他物との間隔 距離	左記に加え、 ケーブル腐食、亀裂、 損傷	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
受 電 設 備	断路器	受と刃の接触、加熱、 変色、緩み、汚損、異 物付着	左記に加え、荒れ具 合、触れ止め装置の 機能	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	電力用ヒューズ 遮断機 高圧負荷開閉器	外観点検、汚損、油漏 れ、亀裂、加熱、発錆、 損傷 その他必要事項	左記に加え、 各部の損傷、腐食、 過熱、油量、発錆、 変形、緩み 操作具合、機能点検 付属装置の状態 油の汚れ、必要によ りその特性調査 接続線接続部点検	
	受電用変圧器	外部の損傷、ブッシン グ、油漏れ、損傷、振 動、音響、温度、取付 状態 電圧、負荷電流測定 B 種設置工事の接地線 に流れる漏洩電流測定	左記に加え、 各部の損傷、腐食、 発錆、緩み、汚損 油量、油の汚れ、必 要によりその特性調 査 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油特性試験

項目		月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
受 電 設 備	コンデンサ及びリアクトル	外部の損傷、ブッシング、油漏れ、汚損、振動、音響、ふくらみ、温度、取付状態	左記に加え、腐食、端子の緩み 接地接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油特性試験
	避雷器	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損 その他必要事項	左記に加え、コンパウンドの異常 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	計器用変成器	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、ヒューズの異常 その他必要事項	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損、コンパウンドの異常 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	母線	外部の損傷、腐食、過熱、変色、異臭	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱、接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、緩み 碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、緩み	絶縁抵抗測定
受・配 電 盤	受・配電盤	計器の異常、表示灯の異常 操作、切替開閉器等の異常 その他必要事項	左記に加え、汚損、過熱、緩み、断線 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 保護継電器と遮断機の連動動作試験
配 電 設 備	断路器、遮開閉器類	外観点検、汚損、油漏れ、亀裂、過熱、発錆、損傷 その他必要事項	左記に加え、各部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、緩み 動作具合、機能点検 付属装置の状態 油の汚れ、必要によりその特性調査 接続線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 保護継電器と遮断機の連動動作試験

項目		月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
配 電 設 備	配電用変圧器	外部の損傷、ブッシング、滴漏れ、損傷、振動、音響、温度、取付状態 電圧、負荷電流測定 B 種接地工事の接地線に流れる漏洩電流測定	左記に加え、各部の損傷、腐食、発錆、緩み、汚染 油量、油の汚れ、必要によりその特性調査 接続線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油特性試験
	電線及び支持物	電線の高さ及び他の工作物、樹木との距離 標識、保護柵の状況	左記に加え、電柱、腕木、碍子、支柱、保護網などの損傷、腐食 電線取付状態	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	ケーブル	ヘッド、接続函、分岐函等接続部の過熱、損傷、腐食、コンパウンド、油漏れ 敷設部の無断掘削、接地線の確認 標識、他物との間隔距離	左記に加え、ケーブル腐食、亀裂、損傷	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
接地工事	接地線、保護管等	損傷、腐食、外れ、断線	損傷、腐食、緩み、外れ、断線	接地抵抗測定
構 造 物	受電室建物 キュービクル式受変電設備の金属製外箱	損傷、変形、汚損、発錆、腐食、換気、雨漏り、小動物の侵入、鍵、塗装 保護柵、接地線 予備品、消火設備標識	同左	
負 荷 設 備	電動機その他回転機	運転者が、音響、回転、過熱、異臭、給油状態について注意する。 整流子、刷子、集電管等の点検	左記のに加え、制御装置点検 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定

項目		月次点検 (毎月 1 回)	年次点検 (毎年 1 回)	試験及び測定
負 荷 設 備	電熱乾燥装置	運転者が、温度、変形、 損傷等について注意する 接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付点検	左記に加え、 各部の変形、損傷、 緩み、可燃物との離 隔状況 接地接続部点検	絶縁抵抗測定
	照明装置	異音、汚損、不点 外観点検	同左	絶縁抵抗測定
	配線設備	開閉器の点検、湿気等 に注意	左記に加え、 開閉器、器具の接続	絶縁抵抗測定
非 常 用 発 電 設 備	原動機関係	燃料、潤滑油の漏れ、 冷却水の量、漏れ、機 関の始動、停止	同左	自動始動・停止試験 運転中の回転数の異常の 有無
	発電機関係	運転者が、音響、回転、 過熱、異臭、給油状態 について注意する 整流子、刷子、集電管 等の点検	左記に加え、 制御装置点検 接地線接続部点検	保護継電器の動作特性試 験 保護継電器と遮断器等の 連動動作試験 自動始動・停止試験 運転中の発電電圧及び発 電電圧周波数の異常の有 無
	始動装置	損傷、汚損、腐食、空 気貯蔵層の漏気・圧力 蓄電池の電圧・液量	同左	自動始動・停止試験
蓄 電 池 設 備	操作用 非常用	液面、沈殿物、色相、 極板変形 隔離版、端子、緩み、 損傷 表示電池の電圧、比重、 温度測定	左記に加え、 木台、碍子の腐食、 損傷、耐酸塗料の剥 離、床面の腐食、損 傷 充電装置の動作状況	電解液の比重、温度測定 蓄電設備のセルの電圧測 定

注)

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検をするものである。
- ・年次点検とは、年に 1 回、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び O F ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- ・絶縁油の点検・試験は、P C B 油混入の恐れがある場合、協議することができる。

《別紙》 点検対象校(年次点検については原則令和9年度に行うこと)

	学校名	住所	受電設備		太陽電池設備		非常用予備発電装置		
			設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	定格容量 (KVA)	定格電圧 (V)	発電機 定格容量 kVA	発電機 定格電圧 V	原動機の 種類
1	月越小学校	月吉町51	300	6600	10	200			
2	今成小学校	今成2-42-1	175	6600	3	200			
3	芳野小学校	鴨田331	155	6600	3	200	15	200	ディーゼル
4	古谷小学校	古谷上5465	450	6600	3	200	15	200	ディーゼル
5	南古谷小学校	木野目1451	400	6600	3	200	15	200	ディーゼル
6	牛子小学校	牛子418	400	6600	3	200			
7	高階小学校	砂新田58	300	6600	3	200			
8	高階南小学校	諏訪町12-3	150	6600	3	200			
9	高階北小学校	砂新田1-16-1	175	6600	3	200	15	200	ディーゼル

注) 点検対象の容量については、過去の点検結果等に基づく参考の数量です。

実際の数量との相違が生じた場合は現場の数を優先します。